

各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等

別添第3

1 趣 旨

政府が示した「避難勧告等に関するガイドラインの改定」に基づき、球磨村役場の体制、編成、行動及び村民の行動基準等を示すもの。

2 各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等

警戒レベル	災害情報等	役場の体制	役場の編成	役場の行動	村民の行動
第5レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に大雨特別情報の発令 ・村内に災害が発生 ・村内に氾濫発生情報 ・村内に震度5以上の地震が発生 	災害対策本部体制	全職員で対応	村民の命を守る最善の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・全村民は、立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・立退き避難をすることが、かえって危険と判断する場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋へ移動等、緊急避難を開始する。
第4レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に土砂災害警戒情報の発令 ・村内に記録的短時間大雨情報の発令 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 ・村内に災害が緊迫 ・避難判断水位超え ・氾濫危険水位超え ・村内に震度4以上の地震発生 		全職員で対応することを基本	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令 ・避難指示（緊急）の発令 	
第3レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に大雨警報発令 ・村内に洪水警報発令 ・氾濫注意水位超え ・村内に震度3以上の地震発生 	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課長等 ・避難所管理者の指名する者 ・防災担当 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備、高齢者等避難開始の発令 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる高齢者等は立ち退き避難を開始 ・その他は、自発的に避難を開始
第2レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に大雨注意報発令 ・村内に洪水注意報発令 	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・避難所担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報を収集 ・避難所の開設準備を完了 	避難に関する調整を開始
第1レベル	近く警報級の大雨が降るとの予報		防災担当職員	気象情報を収集	災害への心構えを高める。